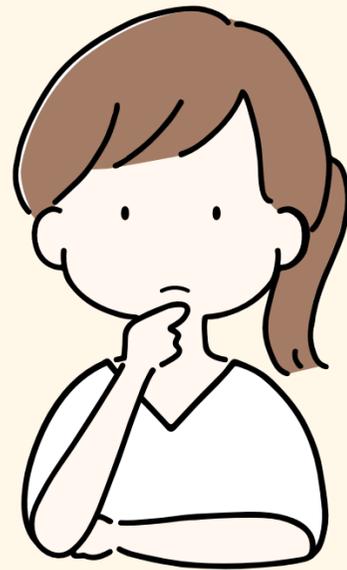


感染症対策の強化について

株式会社アイラ

義務化の背景



感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、感染症対策の強化が義務付けられました。

取組事項	2021.4.1 (令和3年度)	2022.4.1 (令和4年度)	2023.4.1 (令和5年度)	2024.4.1 (令和6年度)
感染症対策の強化の取組み	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
業務継続の取組み	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
障害者虐待防止の取組み	努力義務	義務化	義務化	義務化

義務化されたもの

- ① **感染対策委員会**の定期開催
及び結果の従業員周知徹底
- ② **指針**の整備
- ③ 定期的な**研修・訓練**の実施

1. **感染症対策委員会**の定期開催および結果の従業員周知徹底

○定期的な開催

概ね3か月に1回以上

※感染症が流行する時期等を勘案し、必要に応じ随時開催すること

○構成メンバー・感染対策担当者

幅広い職種の人により構成すること

役割分担を明確にし、専任の感染対策担当を決めておくこと。

※看護師を配置している事業所は、看護師を感染対策担当者とするのが望ましい。

※事業所以外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用するのが望ましい。

○結果の周知

委員会の結果について、従業員に周知徹底を図ること。

2. 指針の整備

○ 平常時の対策

- ・ 事業所内の衛生管理 環境の整備等
- ・ 支援に係る感染対策 手洗い、標準的な予防策等

○ 発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所、その他の関係機関等との連携
- ・ 事業所内、関係機関との連絡体制 等

○ 参考資料

上記項目については、以下の資料を参考に要検討のこと。

厚生労働省資料 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf

3. 定期的な研修・訓練の実施

○定期的な研修の実施

年2回以上

※新規採用時にも実施し、事業所内において調理等を委託する場合には、受託者に対しても指針を周知すること。

※厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用し、事業所内で行うものでも差し支えない。

○定期的な訓練の実施

年2回以上

※机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施すること。

留意点

- 既定の**実施回数**（委員会、研修・訓練等を）行うこと。
- 研修、訓練の実施内容について、**記録**を残すこと。
- 委員会の実施内容について**議事録**を作成し、
従業員への結果周知の状況についてもしっかりと**記録**を残すこと。

参考資料①

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo2_s.pdf

○障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf>

○神戸市 放デイ運営フォローアップ

第10回 衛生管理・感染症対応と業務継続計画

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/52815/10th_bcp_20202.pdf

全体像を分かりやすく解説！

参考資料②

○感染対策指針（ひな形）【標準版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712949.docx>

○感染対策指針（ひな形）【簡易版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000937633.doc>